

地方財政の充実・強化を求める意見書

去る6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率の引上げ延期の方針が示されたが、地方においては、増嵩する社会保障関係費の安定的な財源の確保や、子育て支援、医療、介護などの施策の充実に遅れが生じることを懸念する声が上がっている。

また、経済・雇用対策、大規模災害に備える県土強靱化に加え、国・地方共通の最重要課題である地方創生の実現に向けた取組みを加速していくため、今後多額の財政需要が生じる見込みである。

今後とも、それぞれの地域が抱える課題を自主的・主体的に解決し、必要な行政サービスを提供していくためには、安定的な財源を確実に確保する必要がある。

よって、国においては、地方の不安を払拭し、自治体の安定的な行財政運営を実現するため、次の事項について対策を講じるよう強く要請する。

- 1 地方は、社会保障や子育て支援、地方創生に向けた取組みなど、様々な地域課題への対応を行っており、財政需要は増加する一方であることから、地域の実情に応じた効果的な施策が安定的に実施でき、より大きな成果を上げられるよう、今後においても、地方一般財源の必要な規模を確保すること。
- 2 地方分権の実現には自治体の財政基盤の確立が不可欠であることから、地方交付税については、財源保障機能の強化、自治体の財政運営の予見性向上のため、法定率のさらなる引上げにより、臨時財政対策債に依存しない、確実な総額確保策を講じること。
- 3 地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方は既に徹底した行財政改革を実行済みであることに留意し、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、地方交付税の算定方法の見直しに当たっては、住民生活の安全・安心が確保されることを前提とした合理的なものとし、その財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 4 地方税については、引き続き、地方の意見を十分踏まえ、地方税財源の充実確保に取り組むとともに、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之